

（前部潜り込み防止装置）

**第102条の2** 前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第18条の2第5項の告示で定める基準は、その性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであるほか、次のいずれかに掲げる基準を満たすものとする。

- 一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に定める基準とする。  
ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合する場合にあっては、この限りでない。
  - 二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、堅ろうであり、かつ、板状その他他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状のものとする。
- 2 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、前項各号の基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等に備える前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、それと同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置
  - ロ 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部潜り込み防止装置
  - ハ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置
  - ニ 別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置
- 3 保安基準第18条の2第5項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車をいう。
- 4 保安基準第18条の2第5項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。
- 一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
    - イ 車体前面の構造部の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上）であって、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。
    - ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）にあること。

- ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm以下であること。
  - 二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400mm以下であること。
- 5 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第18条の2第6項の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。
- 一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサ一車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）であること。
    - ロ 最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側にあり、かつ、最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内であること。
    - ハ 平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は400mm以内であり、かつ、平面部が自動車の前端に近い位置にあること。
    - ニ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。
  - 二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 平面部は、空車状態においてその下縁の高さが地上400mm以下であること。
    - ロ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。
- 6 前項第1号の基準を満たす前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のままで、その位置を変えることができる。この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。